

陳情第 8 2 号	受理年月日	平成 2 7 年 3 月 1 8 日
付託委員会	総務財政委員会	
陳情者	八幡西区鳴水町 5 - 1 7 安部 和治	
件名	情報公開制度の見直しについて	
要旨	<p>私は、私自身が遭った食品への異物混入事案について、その状況を記した文書と原因物質を携行して保健所に届け出た。後日、保健所より同事案の調査結果について、口頭及び文書で報告を受けたが、そこに食品製造業者からの謝罪の言葉は見当たらなかった。保健所は、食品製造業者に対し、私が携行した文書を送付せず、歯が欠けたか顎の骨にひびが入ったかと思うほど痛みを感じたという重大な事態を伝えていない。食品安全基本法が掲げる消費者、行政、製造業者間の情報共有という初歩的な行為を怠り、製造業者に説明責任を果たさせていない。</p> <p>私は、保健所への不信感から行政文書開示請求を行い、これに対する一部開示の決定について異議申立てを行った。その過程で送付を受けた情報公開審査会の答申によれば、実施機関の業務遂行のあり方そのものについて見解を述べることは、情報公開審査会の役割を超えることになるため言及することは控えるとされているが、同審査会は、単に実施機関の諮問に応じて開示又は不開示の妥当性を判断し、あるいは情報公開制度の運営に関する重要な事項について審議等を行うのみでは十分ではないと思う。例えば行政が作成する情報が十分に足りているか否か等を精査し、届出者の知る権利に対して説明責任が十分に果たされたかどうか追及するべきである。</p> <p>ついては、下記のとおり措置していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 情報公開審査会の役割について、見直しを行うこと。</p>	

(続 く)

2 逗子市の情報公開審査委員のように、現場への立入調査や短期間の答申をすることができる機関の設置について検討すること。